

## 中国地方社会保険医療協議会総会（第 11 回）

日時：平成 24 年 10 月 2 日（火） 14:00～

会場：広島合同庁舎 4 号館 2 階 共用第 11 会議室

○川崎（企画調整課長）

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

森本委員が遅れているようですが、時間でございますので会議を始めさせていただきますと思います。

なお会議中は、非常にお部屋の中が暑くなると思いますので、皆さま、上着をご自由にお取りいただいて、温度調整をしていただければと思います。

それでは、ただ今から第 11 回中国地方社会保険医療協議会総会を開会いたします。

まず、本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日はこの後、山口県内の元保険医療機関及び元保険医に対する対応への審議をお願いすることとしております。

従いまして、委員 20 名、そして議事に関係のある臨時委員として、山口部会所属の支払側、診療側、公益の臨時委員それぞれ 1 名を加えました計 23 名の皆さまに出席をお願いしました結果、本日は診療側委員の岡本委員、公益委員の磯田委員、釜瀬委員の 3 名がご欠席で、現在、森本委員はまだおいでになりませんので 19 名、森本委員が来られれば、合計 20 名の委員及び臨時委員がご出席ですので、いずれにしても「社会保険医療協議会令」第 2 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日は元保険医療機関及び元保険医に対する行政処分に係る審議をお願いすることとしております。このため、議事規則第 2 条第 1 項ただし書きの規定により、会議を非公開としておりますことを併せてご報告申し上げます。

議事に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をいたします。

お手元の資料をご覧いただきたいと思います。まず「中国地方社会保険医療協議会総会（第 11 回）配付資料一覧」がございまして、それに続きまして、1 枚もので「議事次第」、続きまして「総会座席表」、議題 2 に係る資料として、ホッチキスで留めた 5 枚ものがありますが、「中国協議会 総－1」として、「中国地方社会保険医療協議会委員・臨時委員名簿」がございまして。

続きまして、議題 3 に係る資料として、クリップで留めたものがございまして、まず 2 枚ものの資料で、中国四国厚生局長から平成 24 年 9 月 18 日付け「中厚発 0918 第 2 号」をもちまして、中国地方社会保険医療協議会会長あてに発出しました「元保険医療機関及び元保険医への対応について」の写し、続いてホッチキスで留めました「中国協議会 総－2－1 元保険医療機関及び元保険医への対応について」がございまして。次に「総－2－

2」として、先ほどの資料の「(参考1)」、それから「総-2-3」として「(参考2)」が  
ございます。

次に「報告資料」として「保険医療機関等に係る管内の状況について」、最後に「参考資  
料」として「関係法令・通知集」となっております。

以上が本日の資料ですが、資料が不足している方がいらっしゃいましたら挙手をお願い  
したいと思います。よろしいでしょうか。

なお、本日お配りしました資料のうち、議題3「元保険医療機関及び元保険医への対応  
について」に係る対応依頼の写し及び資料一式につきましては、会議終了後に回収させて  
いただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、開会に当たり、中国四国厚生局長の川尻よりご挨拶を申し上げます。

#### ○川尻（厚生局長）

局長の川尻でございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、この総会にご出席をいただき、あり  
がとうございます。それから、日ごろから特に医療保険行政にいろいろなかたちでのご協  
力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この10月で私ども厚生局が保険医療機関などの指導監査を担当するようになってから、  
ちょうど4年が経過しました。厚生局で始まった当初は、全ての職員が医療保険行政に精  
通しているわけではないという中で、委員の皆さま方もそうですが、この中国管内の関係  
者の皆さま方にはいろいろご理解やご協力をいただきながら、この行政を何とか4年間進  
めてまいりました。それについても御礼を申し上げたいと思います。

本日は、今年に入ってから4回目の総会というかたちになっております。今までよりは  
少し回数が多いということで、大変委員の皆さま方にはご迷惑をかけているかもしれませ  
んが、本日も19名という多数の方にご参集いただきまして本当にありがとうございます。

本日の議題は、先ほど資料の確認をいたしましたので、だいたいお察しのとおりという  
ことですが、三つございます。

最初は、まずこの総会で会長の選挙をいただくということです。これは「社会保険医療  
協議会法」に基づき、委員は1年ごとに半数を改選するという決まりになっておりまして、  
今回は田邊会長が改選の時期となり、そして再任をさせていただいたということでありま  
すが、その関係で改めて会長を選出いただくというのが一つ目です。

二つ目は、これも例年のことですが、新任あるいは再任された委員の方々の所属部会の  
決定です。これにつきましては、総会で承認をいただいた上で、選ばれた会長がご指名を  
いただくという手続きになりますので、よろしくお願いいたします。

三つ目が、資料がたくさん並んでおりますが、山口県内の元保険医療機関、元保険医、  
これは歯科の関係ですが、その取消相当事案についてご審議をいただくということでご  
います。

以上、いろいろございますけれども、委員の皆さま方には活発なご審議、ご意見等々を賜りまして、私どもをご指導いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私の挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○川崎（企画調整課長）

続きまして、前回の総会以降に委員が1名交代となっておりますのでご報告いたします。

松村誠委員が退任され、後任として、平成24年8月24日付けで檜谷義美委員が発令されております。

また、先ほど局長からも話がございましたが、「社会保険医療協議会法」第4条第1項の規定により、毎年10月1日付けで委員及び臨時委員の半数につきまして改選を行っております。

資料「総-1」の1ページ及び2ページに改選後の新たな委員及び臨時委員の名簿を付けております。お名前の下にアンダーラインのある方が、今回一斉改選の対象となった皆さまです。そのうち、太字でゴシック書きの方が新たに委嘱された委員等で、委員で1名、臨時委員で3名の計4名の方になります。

順にご紹介させていただきます。

小村和年委員が退任され、後任として新井卓夫委員が発令されております。

臨時委員では、武内俊一臨時委員が退任され、後任として岩永伸市臨時委員が、津戸富太郎臨時委員が退任され、後任として陶山千歳臨時委員が、河野笙子臨時委員が退任され、後任として岡田隆子臨時委員がそれぞれ発令されております。

それでは、本日までご出席いただいております檜谷委員、新井委員、岡田臨時委員から簡単な自己紹介をいただければと思います。

まずは檜谷委員、よろしくお願いいたします。

#### ○檜谷委員

広島県医師会副会長に7月から再任されまして、この会にも出席をすることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○川崎（企画調整課長）

続きまして、新井委員、よろしくお願いいたします。

#### ○新井委員

広島県国民健康保険団体連合会で常務理事をいたしております新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎（企画調整課長）

続きまして、岡田臨時委員、お願いいたします。

○岡田臨時委員

山口大学経済学部の岡田と申します。このたび、山口県の公益代表委員の臨時委員を仰せつかることになりました。よろしくお願いいたします。

○川崎（企画調整課長）

ありがとうございました。

なお、今回10月1日の改選により、新任及び再任された委員の皆さまには、厚生労働大臣の新たな委嘱状を机にお配りしております。本来であれば、皆さまお一人お一人に手渡しすべきところではございますが、時間の都合上、省略させていただきましたことをご容赦いただければと存じます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。田邊前会長も今回の一斉改選の対象でしたので、この後の議題で会長が選出されるまでの間は、当局総務管理官の嶋崎が議事進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【議題1】会長の選挙について

○嶋崎（総務管理官）

嶋崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。一つ目の議題は「会長の選挙について」です。先ほどもありましたとおり、田邊前会長の9月末での2年の任期満了によりまして、改めて会長を選出する必要があります。

本協議会の会長につきましては、「社会保険医療協議会法」第5条第1項の規定により、「公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長1人を置く」こととされております。

公益委員の中で、「この方に会長をお願いしてはどうか」という方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

○井上委員

はい。

○嶋崎（総務管理官）

井上委員。

○井上委員

田邊委員に引き続き会長をお願いしたらいかがかと思ひます。

○嶋崎（総務管理官）

ただ今、井上委員から「田邊委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、委員の皆さま、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○嶋崎（総務管理官）

ありがとうございます。

ご異議なしということで、田邊委員に会長をお願いしたいと思ひます。

それでは田邊会長、恐れ入りますが、会長席にお移りいただき、一言ご挨拶をお願いできればと思ひます。

○田邊会長

田邊でございます。今、ご選任いただきまして、恐れ入ります。ありがとうございます。

毎回の議事進行等ご覧になっていて、はなはだ不備なところがたくさんあるのではないかと思っておりますけれども、何とか今後とも、皆さま方、委員の方々のご協力をいただきながら、しっかりやっていきたいと思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○嶋崎（総務管理官）

どうもありがとうございました。

それでは、ここからは田邊会長に議事の進行をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○田邊会長

それでは議事に入りますが、その前に二つほどお願ひ申し上げたい点がござひます。

まず一つ目は、私、会長に事故がある場合の代行についてです。会長代行ということで、会長同様に公益委員の中から委員が選挙をして決めるということになっております。本日はご欠席で大変申し訳ないのですが、釜瀬委員にこれまで会長代行を務めてきていただきましたので、できれば引き続きお願ひしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田邊会長

ありがとうございました。

それでは、釜瀬委員に引き続き会長代行をお願いしたいと思います。

もう一点ですが、議事録のご署名をお願いする方、私以外に他二人をお願いしなければいけないということで、支払側委員の中から中元委員、診療側委員から小田委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

お二人については後日、事務局からご連絡申し上げますので、確認の上、署名・捺印をお願いいたします。

【議題2】中国地方社会保険医療協議会の委員・臨時委員の所属部会の承認及び指名について

○田邊会長

それでは、議題に入ります。

「中国地方社会保険医療協議会の委員・臨時委員の所属部会の承認及び指名について」でございます。

これは、先ほどご説明がありましたように、10月1日付けで新任あるいは再任された委員の方、あるいは臨時委員の方につきまして、「社会保険医療協議会令」第1条第3項に基づき、そのご所属いただく部会を本協議会において承認及び会長による指名を行うという事務的な手続きがございます。

それについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○川崎（企画調整課長）

それでは、私から議題2の「中国地方社会保険医療協議会の委員・臨時委員の所属部会の承認及び指名について」の説明をさせていただきます。

会議冒頭の委員紹介の説明で若干触れておりますので、ごく簡単に説明させていただきます。

先ほどの資料「中国協議会 総-1」の「中国地方社会保険医療協議会委員・臨時委員名簿」を再度ご覧ください。

最後の8ページに関係法令を付けてございますが、本協議会の議員の任期につきましては、「社会保険医療協議会法」第4条の規定によりまして、「委員の任期は2年とし、1年ごとにその半数を任命する」とされております。また、臨時委員の方についても、委員に準じた取り扱いとなっております。

本議題の委員及び臨時委員の所属部会の承認についてですが、「社会保険医療協議会令」第1条第3項におきまして、「地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する」ということとなっております。

今回、9月末をもちまして、委員・臨時委員の皆さんの半数が2年の任期満了となり、10月1日付けで、先ほど申しましたように、厚生労働大臣から新しい委嘱の発令をさせていただいたところでございます。今回10月1日で改選となりました半数の委員・臨時委員の皆さまにつきまして、協議会としての承認と会長のご指名をお願いする次第でございます。

先ほど、委員等の交代でもご説明しましたが、名簿の1ページ及び2ページに委員・臨時委員の名簿がございます。アンダーラインの方が今回の改選の対象者、太字のゴシックの方が新任でございます。

1ページ目に「委員」として石本委員から田邊会長までの計10名、2ページ目に「臨時委員」として岩永臨時委員から岡田臨時委員までの10名、今回この20名の委員及び臨時委員の皆さまにつきまして、名簿の備考欄にございます各県部会の所属について承認をお願いする次第です。

なお、3ページから7ページにつきましては、各県部会の構成を再掲しております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。ご審議のほどを、よろしくお願いたします。

○田邊会長

ただ今のご説明につきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、今のご説明のありました資料「総-1」の名簿に基づきまして、今回改選のあった委員及び臨時委員の所属部会につきましては、本協議会においてご承認いただくことにいたしまして、会長の私が、この名簿に基づいて指名をしたということにしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○田邊会長

ありがとうございました。

【議題3】元保険医療機関及び元保険医への対応について（山口）

※議題3については、中国地方社会保険医療協議会議事規則第7条第3項の規定に基づき、議事要旨を公開する。

<議事要旨>

議題3として、元保険医療機関及び元保険医に対する対応について、出席委員16名及び議事に関係のある臨時委員3名の計19名で審議を行った。

事務局からの事案の説明及び質疑を行った後の採決の結果、出席者全員の賛成により、既に保険医療機関の廃止届が提出されており、取消処分を行うことができない元保険医療

機関については、故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったことが、保険医療機関の指定の取消事由を定めた健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとされ、当該保険医療機関を取消相当とすることが、また、既に登録抹消の申し出により登録抹消となっており、取消処分を行うことができない元保険医については、故意に不正又は不当な診療を行ったことが、保険医の登録の取消事由を定めた同法第 81 条第 1 号及び第 3 号に該当するとされ、当該保険医を登録の取消相当とすることがそれぞれ妥当との建議がなされた。

#### 【報告事項】

##### ○田邊会長

次に報告事項でございます。

事務局から報告事項がありましたら、よろしく願いいたします。

##### ○加本（医療課長）

報告事項につきましては、お手元にお配りしております報告資料「保険医療機関等に係る管内の状況について」でございます。この資料に部会の開催状況、登録の状況、指定の状況等を載せております。本日のご報告につきましては、この配付資料をもちまして、ご報告に代えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

##### ○田邊会長

以上で本日の予定した議題は全て終了いたしました。

次回の日程につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

##### ○川崎（企画調整課長）

次回の定例総会につきましては、来年 4 月を予定しております。

ただし、それまでの間に今回のような取消案件等が発生した場合には、臨時に総会を開催させていただきます。いずれにしましても、委員の皆さまと日程を調整の上、ご案内をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日、建議をいただいた山口の案件の今後の予定につきましては、10 月 4 日に当事者に同日付けでの取消相当を通知した後、翌 10 月 5 日に報道発表を行う予定としております。

本日の議事内容について、外部からお問い合わせがあった場合には「中国四国厚生局にお問い合わせいただきたい」とお答えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の会議は非公開で開催しましたので、恐れ入りますが、議題 3 「元保険医療機関及び元保険医への対応について」に係る対応依頼の写し及び資料一式につきましては、その場にお残しくさいますようお願い申し上げます。

また、後日委員の皆さまには、議事録及び議事要旨の原案をお送りいたしますので、内容確認のご協力をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○田邊会長

ありがとうございました。

それでは、本日の総会はこれで閉会いたします。遠くから来ていただいた委員の方々、ご多忙のところ、ありがとうございました。

(終了)